

## 国立大学法人大分大学職員の心身の状態に関する情報の取扱いに関する細則

令和2年7月13日制定

令和2年細則第24号

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）第42条第2項の規定により、職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を適正に管理するための措置に関し、必要な事項を定める。

### (健康情報等の取扱い)

第2条 健康情報等の取扱いは、次の各号に掲げる一連の措置によるものとする。

- (1) 収集 健康情報等を入手することをいう。
- (2) 保管 入手した健康情報を保管することをいう。
- (3) 使用 健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を利用（閲覧を含む。）又は第三者に提供することをいう。
- (4) 加工 収集した健康情報等の第三者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるよう変換することをいう。
- (5) 消去 収集、保管、使用又は加工した情報を削除等して使えないようにすることをいう。

### (健康情報等を取り扱う者)

第3条 健康情報等を取り扱う者は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人事に関して直接の権限を持つ者 学長、理事、総務部長又は人事課長をいう。
  - (2) 産業保健業務従事者 産業医、保健師又は衛生管理者をいう。
  - (3) 管理監督者 当該職員の所属長をいう。
  - (4) 人事部門の事務担当者 総務部人事課職員又は医学・病院事務部総務課職員をいう。
  - (5) 総務担当者 監査室並びに事務局各課及び学部事務部の総務担当職員をいう。
- 2 健康情報等を取り扱う責任者は、産業医とする。
- 3 健康情報等を取り扱う者は、職務を通じて知り得た職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。
- 4 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第69条第2項の各号に該当する場合を除く。

### (健康情報等)

第4条 健康情報等の種類並びにその取り扱う者及び取り扱う権限は、別表のとおりとする。

- 2 前条第1項第1号及び第3号から第5号の者が職員の健康情報等を使用する場合は、職員に

対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、産業保健業務従事者が集約、整理、解釈等を行い、適切に加工した情報を取り扱うものとする。

- 3 別表に規定する権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、健康情報等を取り扱う責任者の承認を得るとともに、本人の同意を得なければならない。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)

第5条 健康情報等を取り扱う場合は、あらかじめその利用目的及び取扱方法について、本人に通知又は公表するものとする。

- 2 あらかじめ健康情報等の利用目的及び取扱方法を公表していない場合において、健康情報等を取得したときは、速やかにその利用目的及び取扱方法を本人に通知するものとする。
- 3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、個人情報保護法その他関係法令に基づいて健康情報等を収集する場合は、本人の同意を得ることなく収集することができる。
- 4 前項の規定によらない場合は、本人の同意を得て健康情報等を収集するものとする。ただし、この細則に規定する健康情報等であって、本人から提出のあったものについては、その取扱いについて本人の同意を得られたものとみなす。
- 5 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）は、健康情報等の取扱いに職員が同意しないことを理由として、当該職員に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(健康情報等の適正管理の方法)

第6条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

- 2 法人は、健康情報等の漏えい、滅失及び改ざん等を防止するための組織的、人的、物理的及び技術的に適切な措置として、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 責任者は、健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認する。
  - (2) 第3条第1項各号の者以外の者は、原則として健康情報等を取り扱ってはならない。
  - (3) 健康情報等を含む文書（磁気媒体を含む。）は、施錠できる場所へ保管し、記録機能を持つ媒体の持込み及び持出し制限等により、情報の盗難及び紛失等の防止の措置を講ずる。
  - (4) 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して、アクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理及び外部からの不正アクセスの防止等により、情報の漏えい等の防止の措置を講ずる。
- 3 健康情報等に係る文書は、法令及び国立大学法人大分大学法人文書管理規程（平成23年規程第23号）に基づいて保存し、利用目的を達成した場合は、速やかに廃棄又は消去するよう努めるものとする。
- 4 情報の漏えい等が生じた場合は、速やかに第3条第2項に規定する責任者に報告するものとする。この場合において、法人は、各部局等への報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人

への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表などの必要な措置を講じるものとする。

- 5 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

(健康情報等の開示、訂正及び利用停止の請求)

第7条 職員が、健康情報等の開示、訂正及び使用停止の請求を求める場合は、国立大学法人大分大学個人情報及び特定個人情報開示等実施細則（平成21年細則第21号）の定めるところによる。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第8条 法人は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ職員本人の同意を得ないで、健康情報等を第三者へ提供してはならない。

- 2 法人は、健康情報等を第三者に提供する場合は、当該健康情報等を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第9条 法人は、第三者から健康情報等の提供を受ける場合は、当該第三者の氏名又は名称及び住所、当該健康情報等の取得の経緯その他の必要な事項について確認するとともに、その記録を作成し、保存しなければならない。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第10条 法人は、健康情報等の取扱いに関する苦情に関し適切かつ迅速に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 健康情報等の取扱いに係る苦情の対応を行うため、総務部人事課に苦情相談窓口を置く。

(職員等への周知)

第11条 この細則は、インターネット等により職員に周知しなければならない。

- 2 職員が退職後、当該職員に関する健康情報等の取り扱う目的を変更の上、使用する場合は、その目的を退職者に対して周知しなければならない。

(健康情報等の取扱いに関する研修)

第12条 法人は、健康情報等の取扱いに関し、必要に応じてその取り扱う者を対象とした研修を行うものとする。

(事務)

第13条 健康情報等の取扱いに関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、健康情報等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年7月13日から施行する。

附 則（令和4年細則第7号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年細則第10号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

健康情報等の種類	取り扱う者	取り扱う権限
安衛法第65条の2第1項の規定により、法人が作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
上欄の健康診断の受診又は未受診の情報	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者, 総務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の第1項から第4項までの規定により法人が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定により職員から提出された健康診断の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
上欄の健康診断を実施する場合において、法人が追加して行う健康診断による健康診断の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
上欄の健康診断の受診又は未受診の情報	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者, 総務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の4の規定により法人が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定により法人が講じた健康診断実施後の措置の内容	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の7の規定により法人が実施した保健指導の内容	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去

	人事に関して直接の権限を持つ者、管理監督者、人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
上欄の保健指導の実施の有無	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の8第1項(第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項)の規定により法人が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定により職員から提出された面接指導の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者、管理監督者、人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
上欄の職員からの面接指導の申出の有無	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の8第4項(第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項)の規定により法人が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定により法人が講じた面接指導実施後の措置の内容	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の9の規定により法人が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の10第1項の規定により法人が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者、管理監督者、人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用

安衛法第66条の10第3項の規定により法人が実施した面接指導の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
上欄の職員からの面接指導の申出の有無	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第66条の10第5項の規定により法人が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定により法人が講じた面接指導実施後の措置の内容	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者	直接取り扱う
	管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
安衛法第69条第1項の規定により健康保持増進措置を通じて法人が取得した健康測定の結果, 健康指導の内容等	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第27条の規定により, 職員から提出された二次健康診断の結果及び労働者災害補償保険法の給付に関する情報	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者, 総務担当者	収集, 保管, 使用
通院状況等疾病管理のための情報	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者, 総務担当者	収集, 保管, 使用

健康相談の実施の有無	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
健康相談の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
職場復帰のための面談の結果	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
上欄のほか, 産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用
任意に職員から提供された本人の病歴又は健康に関する情報	産業保健業務従事者	収集, 保管, 使用, 加工, 消去
	人事に関して直接の権限を持つ者, 管理監督者, 人事部門の事務担当者	収集, 保管, 使用

注1 「直接取り扱う」とは, 安衛法その他関係法令に定める義務を履行するために必要な情報を取り扱うことをいう。